

自費配食サービス運営規程

(自費配食サービスの実施目的及び運営の方針)

第1条

原則として飯塚市の配食事業対象外となった方が、居宅においてその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、援助することを目的とする。また、サービスの提供に当たっては懇切丁寧に行うことを旨とし、食事の受け渡しの際には、利用者に直接手渡しを行う等により安否確認を行うこととする。

(事業所の名称等)

第2条

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ①名称 社会福祉法人 庄内福祉会 配食サービス
- ②所在地 飯塚市綱分192-1

(従業者の員数及び職務の内容)

第3条

自費配食サービスに従事する従業者は、以下のとおりとする。

管理者	1名	従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
調理員	1名以上	食事を調理する。
配達員	1名以上	食事を配達するとともに、安否確認を実施する。

(営業日及び営業時間)

第4条

自費配食サービスの営業日(休業日)及び営業時間は、以下のとおりとする。

営業日	365日 (年中無休)
営業時間	16時00分～17時30分

(食事の内容、料金及び利用料その他の費用の額)

第5条

自費配食サービスにおける食事の内容及び料金は、以下のとおりとする。

夕食 1食 普通食500円 療養食550円

(通常のサービスの実施区域)

第6条

自費配食サービスの実施区域は原則として、以下のとおりとする。

青葉台・赤坂・旭町・入水・大坪・勝島・庄内栄町・新町一区・二区・すだれ石・高倉・筑前製鋼・筒野・持田・本村・安丸・山倉・若草

(秘密保持)

第7条

秘密保持の確保については、以下のとおりとする。

- ①従業者は、業務上知りえた利用者又は家族の秘密を保持する。
- ②事業者は退職後も業務上知りえた利用者又は家族の秘密を保持させるための措置を講じなければならない。

(事故発生時の対応)

第8条

事故が発生した場合の対応については、以下のとおりとする。

- ①食中毒の事故が発生した場合は、速やかに全利用者に連絡するとともに、保健所等関係機関の指示に従う。
- ②配送中の交通事故が発生した場合は、予め待機している予備車両等により配送を確保するとともに、警察等関係機関の指示に従う。

(その他)

第9条

飯塚市が行う配食サービス対象者は、自費配食サービスは利用できないこととする。

附 則 この規程は、平成28年 10月1日から施行する。